



島根県報

令和6年7月5日（金）

第 5 2 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の指定辞退の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	（ " ）	5
生活保護法の規定による指定介護機関の指定辞退の届出	（ " ）	5
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	6

【公 告】

特定開発行為に関する対策工事等の完了	（砂 防 課）	6
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	6

告 示

島根県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
寿生訪問看護ステーション	出雲市上塩冶町2862番地1	令和6年4月1日
なごみ訪問看護ステーション	雲南市大東町飯田92番地1	令和6年6月15日
あさやま内科クリニック	出雲市松寄下町1892-2	令和6年5月1日
たまがわ内科クリニック	出雲市斐川町上直江3536	令和6年5月1日

島根県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
たまがわ内科クリニック	出雲市斐川町上直江3536	令和6年4月30日
朝山医院	出雲市松寄下町1892-1	令和6年5月1日
富士原耳鼻咽喉科	出雲市斐川町直江4796-1	令和6年4月29日

島根県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
かずあきデンタルクリニック	浜田市長沢町118-8	令和6年6月6日

島根県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
				変更前	

株式会社 R ETICE	出雲市八島町11-1	訪問看護	訪問看護ステーション R elisa	出雲市武志町182-3	出雲市八島町11-1	令和6年 2月26日
		介護予防訪問看護				
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいづも	出雲市里方町116番地	訪問介護	CSいづも訪問介護事業所 碧	出雲市高岡町512-1 Fテナント101/102	出雲市大社町入南80-1	令和6年 5月15日
		第一号訪問事業				

島根県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会医療法人 石州会	鹿足郡吉賀町六日市 368番地4	居宅介護支援	石州会 居宅介護 支援事業所	鹿足郡吉賀町六日 市368番地4	令和2年7月 31日
榎野 幸夫	出雲市小山町352-7	居宅療養管理 指導	まきの薬局	出雲市小山町352 -7	令和5年10月 31日
		介護予防居宅 療養管理指導			
社会医療法人 石州会	鹿足郡吉賀町六日市 368番地4	通所リハビリ テーション	六日市病院	鹿足郡吉賀町六日 市368番地4	令和6年2月 29日
		介護予防通所 リハビリテー ション			
		訪問リハビリ テーション			
		介護予防訪問 リハビリテー ション			
		居宅療養管理 指導			
		介護予防居宅 療養管理指導			
		介護老人保健 施設			
医療法人 山根 クリニック	出雲市芦渡町789-2	居宅介護支援	山根クリニック居 宅介護支援事業所	出雲市芦渡町789 -2	令和6年3月 15日

隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町下西 78番地2	訪問看護	隠岐の島町訪問看護 ステーション 「かがやき」	隠岐郡隠岐の島町 下西78番地2	令和6年3月 31日
		介護予防訪問 看護			
社会福祉法人 ひまわり福祉会	出雲市神西沖町2479- 6	居宅介護支援	ナーシングセンタ ーひまわり	出雲市古志町2236 -1	令和元年7月 31日
		通所リハビリ テーション			令和5年12月 31日
		介護予防通所 リハビリテー ション			
		短期入所療養 介護			令和6年3月 31日
		介護予防短期 入所療養介護			
		介護老人保健 施設			
有限会社 みど り薬局	出雲市塩冶町1080-1	居宅療養管理 指導	みどり薬局 南店	出雲市塩冶町1080 -1	令和6年2月 24日
		介護予防居宅 療養管理指導			
渡利 寛	江津市江津町1520-44	居宅療養管理 指導	渡利小児科内科医 院	江津市江津町1520 -44	令和6年3月 31日
		介護予防居宅 療養管理指導			
医療法人 北陽 クリニック	出雲市荻桴町325	居宅療養管理 指導	北陽クリニック	出雲市荻桴町325	令和6年2月 1日
		訪問看護			
		訪問リハビリ テーション			
		介護予防居宅 療養管理指導			
		介護予防訪問 看護			
		介護予防訪問 リハビリテー ション			
太田 征孝	出雲市斐川町直江4925 -1	訪問看護	おおた皮膚科クリ ニック	出雲市斐川町直江 4925-1	令和6年1月 31日
		介護予防訪問 看護			
		訪問リハビリ テーション			

		介護予防訪問 リハビリテー ション			
		居宅療養管理 指導			
		介護予防居宅 療養管理指導			
大田市	大田市大田町大田イ 140番地2	介護予防支援	大田市地域包括支 援センター	大田市大田町大田 口1111番地	令和6年3月 31日
株式会社 RE TICE	出雲市八島町11-1	居宅療養管理 指導	訪問看護ステーシ ョン Relis	出雲市八島町11- 1	平成30年9月 30日
		介護予防居宅 療養管理指導	a		

島根県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸山達也

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 高 村	浜田市三隅町古市場 1402-2	居宅介護支援	輝ららのさんぽ道 居宅介護支援事業 所	益田市遠田町2291 番地	令和6年3月 31日
社会福祉法人 かも福祉会	雲南市加茂町加茂中 915番地	認知症対応型 通所介護	デイサービスセン ターほほえみ	雲南市加茂町加茂 中928番地	令和6年3月 31日

島根県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸山達也

事業者		辞退する事業	事業所		辞退年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 建装	出雲市平田町1733-6	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム さらさの家	出雲市東福町190 番地2	令和6年2月 13日
		介護予防認知 症対応型共同 生活介護			

株式会社 直江 の家	出雲市斐川町直江1231 番地 1	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	小規模多機能ホ ーム 直江の家	出雲市斐川町直 江1231番地 1	令和6年2月 13日
---------------	----------------------	-------------------------	--------------------	----------------------	---------------

島根県告示第458号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町上山字梅之木迫101、667、668、669-1、670-1、671-1、671-2、字段原105-1

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

次の特定開発行為に関する対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

大正西1A（大田市）

面積 3,181.47平方メートル

2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

大田市大田町大田口1111番地

大田市長 楳野 弘和

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

大田市鳥井町鳥井1154番4、1154番5、1158番32、1163番3、1164番4、1166番2、1166番3、1167番1、1167番2、1168番、1169番、1170番、1170番2、1170番3、1171番、1178番6、1178番8、1249番3、1249番4、1249番6、1252番、1253番、1254番1、1255番、1255番1、1255番2、1256番、1257番、1258番、1258番1、1259番、1260番、1260番1、1260番2、1260番3、1260番4、1261番、1262番、1263番、1264番、1264番1、1265番、1265番1、1266番1、1266番2、1266番3、1268番2、1268番3、1268番4、1277番、1277番1、1277番2、1278番、1278番1、1280番、1281番、1281番1、1282番、1283番、1283番1、1284番、1284番2、1285番、1286番1、1791番3、1792番2、1792番4、1792番5、1792番6、1794番10、1794番11、1798番4、1798番5、1800番1、1809番1、1810番1、1810番2、1810番3、1811番、1812番1、1812番2、1813番、1814番1、1814番2、1814番3、1815番2、1815番5、1815番6、1816番1、1816番3、1816番4、1816番5、1818番、1824番2、1824番3、1825番4、1838番2、1838番3、1838番4、1841番1、1841番2、1842番2、1845番1、1845番2、1845番3、1845番4、1845番6、1845番7、1845番8、1845番9、1845番10、1845番11、1845番13、1845番15、1845番16、1845番17、1845番18、1845番19、1845番20、1847番、1848番1、1848番2、1848番3、1849番、1862番、1863番、1865番2、1865番3、1865番4、1865番8、1865番16、1865番17、1866番1、1866番2、1867番、1867番1、1867番2、1868番2、1869番、1870番4、1870番5、1877番20、長久町長久イ1番3、イ1番4、イ694番2、イ707番

面積 260,873.02平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大田市大田町大田口1111番地

大田市長 楫野 弘和